

## 委員 長 報 告 書

さる 12 月 8 日の本会議において、本委員会に付託された、  
請願第15号 市民のくらしを守るため、国民健康保険税の引き下げ及び  
子どもの均等割の軽減を求める請願について  
を審査するため、12月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数  
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

### 記

請願第 15 号の主旨は、市に対し、国民健康保険税を引き下げること、子どもの「均等割」を軽減すること、県や国に対して公費を投入することで国民健康保険税を引き下げられるよう財政支援を要望するといった施策を求めるものである。

委員から、当局に対し、国民健康保険加入者の厳しい生活状況をどの程度認識しているか とのただしがあり、国民健康保険は他の健康保険に比べ年齢の高い方が多いため、医療費の増加等により特に所得の低い方にとって税負担が増えていることは理解している との答弁がありました。

国民健康保険税の納付が困難な方からの相談に対応しているか とのただしがあり、税務課や保険年金課窓口で相談を受けている との答弁がありました。

他市では子どもの均等割について、国の制度で実施されている未就学児までを対象とする減免の適用範囲を拡大して軽減しているところもあるが、本市ではいかがか とのただしがあり、県下で統一の保険料導入に向けて調整中のため市独自の軽減施策は難しい との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、国民健康保険の加入者の多くは収入が少ない世帯であるにもかかわらず、保険税が増え、生活が苦しくなっている。また、子どもがいることで保険税が増えることは、子育て支援策にも逆行していることから本請願に賛成する との討論がありました。

反対の立場から、本請願の主旨は理解できるものの、保険税をなるべく低くするために基金を毎年繰り入れているうえに、仮に一般財源まで繰り入れるとなると他の市民にも負担を強いることになるため本請願に反対する との討論がありました。